



# 妊娠・出産・育児



## 妊娠された方の手続き

**問 本3階** 子ども幸福課 母子健康係 ☎0287-23-8634

### ▶ 母子健康手帳の交付について

妊娠と判断されたら医師の証明を受けて「妊娠届」を出しましょう。

届出の際、母子健康手帳をお渡ししています。

母子健康手帳は、これから始まる妊娠生活を記録したり、生まれてくる赤ちゃんの成長を記録したりする大切なものになりますので、身近において大切にしてください。

### 対象者

医療機関を受診し、出産予定日を把握している方

### 交付場所

- 子ども幸福課
- 湯津上支所総合窓口課
- 黒羽支所総合窓口課

母子健康手帳と併せて妊産婦健康診査受診票および新生児聴覚検査受診票を交付します。

### 持参するもの

- 妊娠届  
(市ホームページでダウンロードできます。または、各医療機関にも用意されています)
- マイナンバーカード

### 外国人の方へ

英語版・中国語版・ポルトガル語版・スペイン語版・タイ語版・インドネシア語版・ハンブル語版・タガログ語版・ベトナム語版・ネパール語版の母子健康手帳があります。

### ▶ 妊産婦健康診査・新生児聴覚検査費用の助成について

母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票(14回分)」「産婦健康診査受診票(2回分)」「新生児聴覚検査受診票(1回分)」を交付しています。健診費用等の一部を市が助成しますので、委託医療機関を受診される際、受診券を医療機関へ提出してください。

※県外への里帰り出産は、事前に相談ください。

なお、健診内容等によっては自己負担があります。

健診はお母さんと赤ちゃんの健康を守るうえで大切なものですので、定期的な受診をおすすめします。

### 受診の目安

妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで	4週間に1回
妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで	2週間に1回
妊娠36週(第10月)以降分娩まで	1週間に1回
産婦健康診査	産後2週間
	産後1か月
新生児聴覚検査	生後3~4日

### 助成額

妊婦健康診査1回目(初期検査)	20,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
妊婦健康診査8回目	11,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
妊婦健康診査11回目	9,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
妊婦健康診査2から7、9、10、12から14回目	5,000円を上限とし、妊婦健康診査に要した額
産婦健康診査 産後2週間・産後1か月	5,000円を上限とし、産婦健康診査に要した額 ※受診票内未実施検査がある場合は助成対象外
聴覚検査 生後3か月未満	5,000円を上限とし、新生児聴覚検査に要した額

### 大田原市に転入された方

他市町村の受診票は、大田原市発行のものに交換しなければなりませんので、母子健康手帳と転入前市区町村の受診票およびマイナンバーカードを持って子ども幸福課または湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課までお越しください。

### 他市町村へ転出される方

転出した場合は、大田原市から交付された受診票を使用できませんのでご注意ください。転入先の市町村で受診票交換の手続きをしてください。



## 妊産婦医療費助成事業

**問 本3階** 子ども幸福課 給付係 ☎0287-23-8932

### ▶ 妊産婦医療費助成事業

大田原市に住所を有する妊産婦を対象に医療費(保険診療分のみ、食事療養費を除く)を助成します。

### 受給資格の登録

母子健康手帳の交付や転入届の提出後に、登録手続きを行い、受給資格者証を交付します。母子健康手帳、健康保険証、通帳が必要になります。

### 受給期間

母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産(流産・死産を含む)した月の翌月末日まで。

母子健康手帳交付月以前の受診については、妊娠に起因する産科的疾病(切迫流産やつわり等)に限り助成を受けることができます。

該当する場合は、助成申請書を医療機関へ持参し、助成申請書の「医療機関記入欄」に点数証明を受けてください(備考欄に「産科的疾病のため」と記載が必要です)。

### 助成の方法

償還払い方式:医療機関で医療費を支払い、その際の領収書と助成申請書を市にご提出ください。自己負担を控除した額を指定口座に振り込みます。自己負担は医療機関(薬局を除く)ごとに月500円です。

※償還払い方式の注意点は、63ページ子ども医療費助成事業をご覧ください。

## 不育治療費助成制度

問 本3階 子ども幸福課 母子健康係 ☎0287-23-8634

不育治療を受けた夫婦に対して、経済的負担軽減のために助成を行います。

### ▶ 対象

- 本市の住民基本台帳に記載されている方(転入以前に行った治療は対象外です。)
- 健康保険に加入されている方
- 市税等を滞納していない方
- 医療機関において不育症と診断された方

### ▶ 補助金額等について

- 治療開始から妊娠終了に伴い治療が終了するまでにかかった治療費(保険診療分を除く)の1/2の額で30万円を限度とする。
- 通算回数制限なし

### ▶ 申請のしかた

補助金交付申請には、次の書類を添えて提出してください。

- 大田原市不育治療費助成金交付申請書
  - 不育治療受診等証明書
  - 助成対象の治療に係る領収書の原本および明細書
  - 大田原市不育治療費助成金請求書
- ※不育治療終了の日から6か月以内に申請してください。



## 出産育児一時金

問 本2階 国保年金課 国保年金係 ☎0287-23-8857

国民健康保険に加入の被保険者が出産したときは、下記の出産育児一時金が支給されます。流産や死産でも4か月以上(85日以上)であれば対象となります。

原則として「出産育児一時金直接支払制度」により医療機関に直接支給されることとなります。直接支払制度を利用しない場合は、従来通りの償還払いで請求していただくこととなります。

### ▶ 出産育児一時金の額

50万円  
(産科医療補償制度対象外の場合は48万8千円)

### ▶ 産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度の脳性まひ児に対し、看護や介護のための補償金(総額3,000万円)が支払われる制度です。

### ▶ 出産育児一時金の直接支払制度

#### 直接支払制度とは

直接支払制度とは、医療機関等と被保険者が「直接支払制度の利用についての合意文書」の締結を行い、出産することで、大田原市国民健康保険が支給する出産育児一時金を医療機関(病院、助産所)へ直接支払う制度です。

通常は退院時に出産費用の全額を医療機関へ支払わなければならないませんが、この制度を利用すれば出産育児一時金を超えた分だけ支払えばよいこととなりますので、被保険者の出産時の費用負担が軽減されることとなります。

#### 手続きの方法は

出産予定の医療機関において大田原市国民健康保険被保険者証を提示して直接支払制度を利用する旨申し出てください。

直接支払制度の利用についての合意文書を渡されますので、世帯主の名前で記名押印をして医療機関に提出してください。

〈 広告 〉

全国の処方せん承ります

**はるいろ やっぎょく**

コロナに負けるな! 感染対策にはるいろマスクをご活用ください

代表薬剤師 ことまつ

あさかクリニック様の隣です  
大田原市浅香3-3711-35

子供たちの未来を喜ぶための活動に取り組んでおります

☎ 0287-47-4560  
☎ 0287-47-4596

医療法人 恵徳会  
**あさかクリニック**  
(小児科)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
AM8:50 ~ 12:00	●	●	●	●	●	●	休
PM2:00 ~ 5:30	●	●	休	●	●	4:30 まで	休

※整形外科は予約制にて第1・3土曜午後3時から  
※受付は診療時間終了の15分前まで  
毎月、第2金曜日休診になります。(1月・8月は除く)

ネットで予約できます。  
<http://www.asakaclinic.com/>  
ホームページをご覧ください

大田原市浅香3-3711-12  
**☎ 22-2601**



## 各健康診査一覧

	対象	内容
こんにちは赤ちゃん訪問	市内に住所を有する産婦および乳児	出産しておおむね3か月間の時期に、助産師や保健師が自宅にお伺いして、産後の生活やお子さまの子育て等の相談、支援を行います。
4か月児健康診査	市内に住所を有する4か月児	ここからだの成長と発達を確認する、赤ちゃん健康診査のスタートです。各種計測／発達確認／内科・整形外科診察／集団栄養指導／育児等個別相談
10か月児相談	市内に住所を有する10か月児	動きが活発になる時期の相談です。各種計測／ブックスタート／集団栄養指導／育児等個別相談／発達確認(必要者のみ)
1歳6か月児健康診査	市内に住所を有する1歳7か月児	赤ちゃんを卒業して幼児期に入る時期の健康診査です。各種計測／内科・歯科診察／むし歯予防集団指導／育児等個別相談・歯科個別相談・発達確認・心理相談(希望者)・栄養相談(希望者)
2歳児歯科健康診査	市内に住所を有する2歳6か月児	自己主張がはっきりではじめ、まわりの人との対等な関係が成長し、少食、むら食い、偏食等が目立つこともあります。歯の健康を中心にした健康診査です。(生活習慣を身につけはじめる自立の時期) 各種計測／歯科診察／育児等個別相談・発達確認・心理相談(希望者)・栄養相談(希望者)／歯科個別相談
3歳児健康診査	市内に住所を有する3歳6か月児	自我の発達が著明で、自分の意志を表現できるようになる時期の健康診査です。尿検査／屈折検査(目の検査)／各種計測／内科・歯科診察／食育講話／育児等個別相談・発達確認・心理相談(希望者)
5歳児健康診査	年度内に5歳児になる全幼児(年中児)	自我がしっかりうちたてられ、目に見えない心を実感し、一段と情緒が豊かになる時期の幼児期のしめくくりの健康診査です。各保育園・幼稚園で実施します。

## 母子健康相談等

	対象	内容
乳幼児健康相談	乳幼児および保護者	お子さまの成長・発達に関する相談や離乳食・子育ての悩みや不安の相談を行います。各種計測／個別相談(保健師・管理栄養士が担当します。)
6~7か月の赤ちゃん教室	市内に住所を有する乳児および保護者	離乳食の進め方について学ぶ教室です。集団指導／各種計測(希望者)
よい歯のコンクール	前年度に3歳児健康診査を受診した幼児と保護者	前年度に3歳児健康診査を受診したお子さまと保護者のうち、歯および口腔の優良な方を表彰します。
フッ化物洗口	小学校1年生から中学3年生までの希望者	むし歯予防対策の一環として、歯質の強化を図りむし歯の減少を目的とします。各小・中学校で実施します。
小児生活習慣病予防健診	小学5年生、および中学1年生、3年生の希望者	小児期から正しい食生活や健康の大切さについて関心を高めるとともに、生活習慣病を早期に発見し予防することを目的に各学校で実施します。
すこやか相談	乳児または幼児	各乳幼児健康診査後に、それぞれ成長や発達、育児等についての相談を行います。
思春期健康教室	小学6年生、中学生	心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期に心身ともに健やかに成長できるように支援し、豊かな父性母性をはぐくむために各学校で実施します。

子育てをより楽しむアイデア交換や親子交流の場で、支援員が相談に応じます。  
時間については変更になる場合があります。

	相談日	時間	場所	お問い合わせ先 等	
公設	つどいの広場 トコトコ	毎週月曜日から 金曜日まで	9:00~11:15、 12:30~14:30	子ども未来館3階	☎47-7660
	つどいの広場 さくやま	毎週月・水・金 および第4土曜日	9:00~11:30および 12:00~13:30	旧さくやま保育園内	☎28-0004
	子育てサロン かねだ	毎週火曜日	9:00~11:30	金田北地区公民館	つどいの広場トコトコへお問い合わせください。 ☎47-7660
	子育てサロン かわにし	毎週水曜日	9:00~11:30	川西高齢者ほほえみセン ター内	
	子育てサロンの ごき	毎週木曜日	9:00~11:30	うすばアットホーム内	
	しんとみ子育て 支援センター	毎週月曜日から 金曜日まで	9:00~11:30、 13:00~15:30	しんとみ保育園内	☎22-5577
民設	ゆづかみ子育て 支援センター	毎週月曜日から 金曜日まで	9:00~11:30、 13:00~15:30	ゆづかみ保育園内	☎98-3881
	すくすくきつず 〜くろばね子育て 支援センター〜	毎週月曜日から 金曜日まで	9:30~12:00、 13:30~16:00	くろばね保育園内	☎59-1077
	子育て支援セン ターひかり	毎週月曜日から 金曜日まで	9:00~11:30、 13:00~15:00	ひかり幼稚園内	☎23-5533

**▶ 児童手当**

0歳から15歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもを養育されている方に支給します。

**申請が必要な方**

お子さまがお生まれになった方や大田原市に転入された方

**手続きに必要なもの**

- 受給者になる方の健康保険証
  - 受給者になる方の名義の通帳
  - 受給者および配偶者のマイナンバーがわかるもの  
(マイナンバーがわからない方は、運転免許証等の写真付の本人確認ができる書類)
  - お子さまが大田原市以外にお住まいの場合は、お子さまのマイナンバーがわかるもの
- ※ 受給者になる方とは、生計の中心となる父または母等を目指します。

**申請受付窓口**

- 本庁舎3階子ども幸福課
  - 湯津上支所総合窓口課
  - 黒羽支所総合窓口課
- ※ ただし、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

**手当の支給額**

対象	月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校終了前(第1、2子)	10,000円
3歳以上小学校終了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円(一律)

「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

## 所得制限限度額・所得上限限度額

受給者の所得が(1)の所得制限限度額を超えている場合、法令の附則に基づく特例給付(児童1人につき月額5,000円)が支給されます。

なお、受給者の所得が(2)の所得上限限度額以上の場合、児童手当(特例給付)は支給されません。

扶養親族等の数	(1)所得制限限度額		(2)所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人以上	1人増すごとに+38万円		1人増すごとに+38万円	

1.「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は雑損・医療費・障害者・寡婦(夫)・小規模企業共済等掛金等を控除した額で判定します。

2.児童手当(特例給付)が支給されなくなった後に所得が(2)の所得上限限度額を下回った場合は、あらためて認定請求書の提出が必要となります。

## 手当の支給時期

転入や出生の場合は、申請の翌月から支給対象となります。児童手当は、6月、10月、2月に口座振込みにより支給します。市ではそれぞれ10日を支給日と定めています。ただし、金融機関が休みの場合、支給日は前営業日となりますのでご注意ください。

また、転出等で資格が消滅した場合は、消滅日の属する月の翌月25日に支払います。

次の項目に該当した場合は、届出が必要です。

1	養育している子どもの数に増減があったとき
2	受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったとき
3	子どもと別居するとき(子どもが市外にいる場合は、子どものマイナンバーが必要になります)
4	振込口座を変更するとき
5	結婚、離婚等により、子どもの養育者が変更となるとき
6	その他届出が必要なおとき(受給者が亡くなった、逮捕・拘禁された等)

届出が遅れた場合、手当の支給が遅れたり、払い過ぎた手当を返納していただくこともありますので、ご注意ください。

## ▶ 児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚・父母の死亡等により、父または母と生計をともにしていない児童の親、または親に代わって児童を養育している方に対して支給される手当で、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

## 支給対象

日本国内に住所があって、下記の18歳に達した最初の3月31日までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障がいのある児童を養育している方のうち、下記のいずれかに該当し、父親、母親または父母に代わって養育している方が、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める程度の障がいのある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 父母ともに不明な児童

ただし、次のような場合は支給されません。

- 遺族年金等公的年金を受給できるとき(年金の受給額により手当が受給できる場合があります。)
- 父または母が婚姻しているとき(婚姻の届出はなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)
- 児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に養育されているとき
- その他支給要件に該当しなくなったとき

## 手当の支給月額(令和5年4月から)

児童が1人の場合	全部支給: 44,140円 一部支給: 44,130円から10,410円
2人目の児童の加算額	全部支給: 10,420円 一部支給: 10,410円から5,210円
3人目以降の児童の加算額(一人につき)	全部支給: 6,250円 一部支給: 6,240円から3,130円

※一部支給の金額は所得に応じて決定されます。

## 所得の制限

受給資格者、および扶養義務者(同居の親や兄弟等)の前年の所得が下表の額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までの手当の支給が制限されます。

所得 扶養親族数	受給資格者(本人)		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算

※受給資格者本人に老人扶養親族がある場合は10万円、特定扶養親族および16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は15万円が上記限度額に加算されます。

※受給資格者が母または父の場合は、児童の父または母から受け取った養育費の8割の額が所得に算入されます。

## 手当の支給時期

申請した月の翌月分から支給となります。1月、3月、5月、7月、9月、11月に支給月の前月までの分を口座振込で支給します。

## 手当の申請

申請には支給要件等の確認が必要になりますので、子ども幸福課窓口へお越しください。申請に必要な書類とあわせてご案内いたします。

### ▶ 遺児手当

遺児手当は、父母の一方または両方が死亡した家庭で、義務教育終了前の児童を養育している方で住民税所得割が非課税の方に支給します。

対象となる方は子ども幸福課で手続きを行ってください。

## 手続きに必要なもの

- 受給者になる方の名義の通帳またはキャッシュカード
- 養育している児童の戸籍謄本(父母の状態がわかるもの)
- 住民税課税証明書(申請日の属する年の1月1日に大田原市に住民票がなかった方)

## 支給額

申請のあった月の翌月から対象児童一人につき、月額3,000円を支給します。

市民税所得割が課税されている場合はその年の6月分から翌年5月分までの手当は支給されませんので、ご注意ください。

## 支給時期

毎年6月、9月、12月、3月にそれぞれの前月までの分を口座振込で支給します。

## こども医療費助成事業

**問 本3階** 子ども幸福課 給付係 ☎0287-23-8932

18歳に達する年度末までの子を対象に、医療費(保険診療分のみ、食事療養費は除く)を助成します。

## 受給資格の登録

出生届や転入届の提出後に登録手続きを行い、受給資格者証を交付します。子が加入予定(または加入中)の健康保険証と通帳(保護者名義のもの)が必要になります。

## 助成の方法

- 現物給付方式  
県内の医療機関を受診する場合は、こども医療費受給資格者証(0歳~12歳(未就学児・小学生):ピンク色、13歳~18歳(中学生・高校生):サーモン色)と健康保険証を提示すると、保険診療分の医療費の支払いが不要になります。  
※学校等のケガ等、災害共済給付制度の対象となるものはそちらが優先となりますので、医療機関窓口では受給資格者証を提示せずに、医療費をお支払いください。
- 償還払い方式  
医療機関で受給資格者証の提示なく受診した場合や県外の医療機関を利用した場合は、医療機関で医療費を支払い、その際の領収書とこども医療費助成申請書を市に提出すると、後日振り込みにより助成されます。  
**償還払い方式の注意点**
  - 医療機関を受診した翌月1日から起算して1年以内にご申請ください。受診月と同じ月に申請はできません。(例:4月受診分⇒5月1日から翌年4月30日まで申請ができます。)
  - 申請の際は、受診日・受診者氏名・保険点数等が記載された領収書と、医療機関(薬局を含む)ごとに1枚ずつ助成申請書が必要です。
  - 同一診療月分の領収書は、できるだけまとめてご申請ください。
  - 毎月15日までに申請されたものは、翌月15日に助成金を指定口座に振り込みます。(15日が休日の場合は、前営業日)
  - 助成申請は、子ども幸福課のほか、各支所でも受付しています。

### ▶ 子宝祝金制度

子宝祝金制度は、第3子以降のお子さまが生まれた方に祝金を支給する制度です。手当の対象となる方は子ども幸福課、湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課のいずれかで必ず手続きを行ってください。

## 手当支給の要件

- 第3子以降の児童が生まれた時、受給者となる方が大田原市に3か月以上住所があること
- 子宝祝金に該当する児童が大田原市に住所があること
- 子宝祝金に該当する児童の兄姉2人が18歳(障がい者の場合は20歳、学生の場合は22歳)以下であること(大田原市に住所がある必要はありません)
- 第3子以降の出生児を含む3人以上の児童を監護していること

## 手続きに必要なもの

- 兄姉2人のどちらかが18歳以上の場合、それらを証明できる書類の写し(身体障害者手帳、療育手帳、学生証、在学証明書 等)
- 申請者の通帳またはキャッシュカード
- 児童が属する世帯全員の住民票の写し(第1子、または第2子の住民票が大田原市外にある時)

## 支給額

対象児童1人につき50,000円を支給します。

## 手当の支給時期

申請のあった月の翌月に口座振込で支給します。



## ひとり親家庭医療費助成事業

問

本3階

子ども幸福課 給付係

☎0287-23-8932

ひとり親家庭の親等と18歳に達する年度末までの子を対象に、医療費(保険診療分のみ、食事療養費を除く)を助成します。

### 受給資格の登録・更新

登録には事実関係を証明できる書類(児童扶養手当証書、遺族年金証書等)と健康保険証、通帳が必要になります。毎年8月に資格更新の手続きがあります。

### 助成の方法

償還払い方式:医療機関で医療費を支払い、その際の領収書と助成申請書を市にご提出ください。自己負担を控除した額を指定口座に振り込みます。自己負担は医療機関(薬局を除く)ごとに月500円です。

※償還払い方式の注意点は、63ページ子ども医療費助成事業をご覧ください。



## 養育医療

問

本3階

子ども幸福課 母子健康係

☎0287-23-8634

「養育医療」は、生まれてすぐのお子さまが高度な医療を受けた際、保険適用部分の医療費を助成する制度です。市の「子ども医療費助成」と異なり、以下の通り適用されます。

### 対象児

母子保健法で定める「未熟児」で、医師が入院養育を必要と認め、指定養育医療機関のNICU等に入院しているお子さま(1歳の誕生日前日まで)。

※一度退院された後の再入院については対象となりません。転院の際には、再度申請が必要になります。

### 助成内容

治療費(診察、薬剤、検査等)・食糧費

●養育医療券等を提示した場合、窓口負担はなくなります。  
※健康保険適用外費用(差額ベッド代やオムツ代等)は含まれません。

### 申請に必要なもの

- 養育医療費給付申請書
- 養育医療意見書
- 世帯調書
- 入院したお子さまの保険証
- マイナンバーカード
- ※適宜提出していただく書類
- 生活保護受給中の方 ▶生活保護受給証明書
- その他市長が必要と認めた書類



## 自立支援医療(育成医療)

問

本3階

福祉課 障害福祉係

☎0287-23-8921

生まれつきあるいは病気等で身体に障がいのある児童、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果が期待できる医療を受ける方を対象として、その費用の全部または一部を公費で負担する制度です。

### 対象条件

- 大田原市に住民登録のある18歳未満の児童
- 医療保険に加入していること、または生活保護を受けていること
- 国(県)が指定する自立支援医療機関において治療をうけ、確実な治療効果が期待できるもの

(注)一定以上の所得のある世帯は対象になりません。

### 対象となる障がい(治療内容の例)

じん臓機能障がい、心臓機能障がい、視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能障がい、肢体不自由、小腸機能障がい、免疫機能障がい

### 申請時期

治療の開始前に、申請が必要です。

### 申請に必要なもの

申請される方によって必要書類が異なりますので、詳しくは福祉課障害福祉係にお問い合わせください。





## ▶ 障害児福祉手当

### 受給要件

日常生活において常時介護を必要とする重度の障がい児(20歳未満)に対して支給されます。

ただし、障がいを支給事由としている年金を受給している方および施設に入所している方は除きます。

- 身体障害者手帳1・2級の一部の方
- 最重度の知的障がいのある方
- 精神障がい、血液障がい、肝臓障がい、その他の疾患により前記と同程度の障がいを有する方

なお、障がい児本人または障がい児を扶養している方について、前年の所得が一定限度額以上の場合には支給されません。

### 支給額等

- 手当額月額 14,850円(手当額は年度毎に改定されます。)
- 2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

### 申請書類等

- 認定請求書
- 認定診断書(身体障害者手帳または療育手帳の所持者はその障がい程度によっては手帳の写しでも可)
- 所得状況届
- 振込口座のわかる書類
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(マイナンバーカード等)

## ▶ 特別児童扶養手当

### 受給要件

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対して支給されます。

#### 1級に該当する障がい程度

- 身体障害者手帳1・2級および3級の一部の児童(内部障がいは診断書による)
- 療育手帳A1・A2の児童
- 上記と同程度の障がいがあると認められた児童

#### 2級に該当する障がい程度

- 身体障害者手帳3級および4級の一部の児童(内部障がいは診断書による)
- 療育手帳B1の児童(診断書により判定)
- 上記と同程度の障がいがあると認められた児童  
ただし、次の場合は受けられません。
- 児童が施設入所中の場合
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合(児童扶養手当は除く。)  
なお、父母または養育者等の前年の所得が一定額以上の場合には、支給されません。
- 児童、受給者が日本国内に住所を所有しない場合

### 支給額等

- 手当額1級障がい児1人につき月額 52,400円
- 2級障がい児1人につき月額 34,900円  
(手当額は年度毎に改定されます。)
- 4・8・11月に4か月分がまとめて支給されます。

### 申請書類等

- 認定請求書
- 戸籍謄(抄)本(受給者と対象児童の戸籍が確認できるもの)
- 診断書(身体障害者手帳または療育手帳の所持者はその障がい程度によっては手帳の写しでも可)
- 振込口座のわかる書類
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(マイナンバーカード等)



保育園は、保護者や家族の方が労働に従事している、あるいは疾病にかかっている等の理由により、保育の必要なお子さまを、家庭の保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。

### 入園条件

児童の保護者が次の1～6のいずれかに該当する場合

1	家庭以外で仕事をしている場合
2	家庭内で家事以外の仕事をしている場合
3	出産の前後である場合
4	疾病または心身に障がいがある場合
5	長期間、疾病や心身に障がいのある方を常に介護している場合
6	震災・風水害・火災・その他の災害復旧に当たっている場合

### 利用者負担(保育料)

各世帯の市民税の課税状況と児童の年齢により決まります。

保育園 対象年齢0～5歳

種別	保育園名	保育年齢	保育標準時間 上段:月～金 下段:土	延長保育 (月～金)	所在地	電話番号
公立	しんとみ保育園	6か月～	7:30～18:30	18:30～19:00	新富町3-6-8	22-2402
	すさぎ保育園	10か月～	7:30～18:30		須佐木275-4	57-0329
私立	みはら保育園	6か月～	7:30～18:30 7:30～18:30	18:30～19:00	美原1-17-16	23-3882
	保育園チャイルド	6週～	7:15～18:15 7:30～18:30	18:15～19:15	親園2044-5	28-7320
	保育園ベビーエンゼル	2か月～	7:00～18:00 7:30～18:00	18:00～19:00	若松町3-30	22-8834
	おおたわら保育園	8週～	7:15～18:15 7:15～18:15	18:15～19:00	住吉町1-12-29	24-6616
	かねだ保育園	6か月～	7:15～18:15 7:00～18:00	18:15～19:00	中田原1285-2	22-2255
	ひかり のぎき保育園	6か月～	7:15～18:15 7:15～18:15	18:15～19:00	薄葉1717-2	46-5100
	ひかり保育園	6か月～2歳児	7:15～18:15 7:15～18:15	—	山の手2-19-1	46-5522
	くろばね保育園	6か月～	7:30～18:30 7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	堀之内641-1	59-7055
	ゆづかみ保育園	6か月～	7:30～18:30 7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	湯津上3724-1	98-8101

小規模保育施設 対象年齢0～2歳(3歳児からは、各事業者が設定する連携施設への転園をすることができます。)

種別	施設名	保育年齢	保育標準時間 上段:月～金 下段:土	延長保育 (月～金)	所在地	電話番号
私立	あさか保育園	6か月～1歳児	7:15～18:15 7:00～18:00	18:15～19:00	浅香1-3542-215	22-0151
	ひかり うすば保育園	6か月～1歳児	7:15～18:15 7:15～18:15	—	薄葉1998-111	29-1855
	ポップどおり保育園	3か月～2歳児	7:30～18:30 7:30～18:30	18:30～19:00	紫塚1-3-21 紫塚レジデンス1-6	46-5800
	大田原ベリーズ保育園	3か月～2歳児	7:30～18:30 7:30～18:30	18:30～19:00	浅香2-3393-4	22-6150
	保育所みらい	3か月～2歳児	7:15～18:15 7:15～18:15	18:15～19:00	若松町1650-434	24-1177
	にじいろ保育園	3か月～2歳児	7:15～18:15 7:15～18:15	18:15～19:00	末広2-7-23	53-7222

● 保育園・小規模保育施設は、就労等のため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

〈広告〉

理想の住まいは  
**モデルハウス**  
見てからでしょ!

※「たくさん見る」が理想の家のヒントに!



総合住宅展示場

※ 国道4号線沿い三島交差点近く ※

- 会場 / 栃木県那須塩原市三島1-39-1
- 開場時間 / 10:00～18:00(4月～10月)  
9:30～17:30(11月～3月)
- 定休日 / 年中無休(年末年始)
- 主催 / CRT栃木放送
- 企画・運営 / 株式会社ライダーズ・パブリシティ

インフォメーションセンター

**TEL.0287-39-3177**

<http://www.e-a-site.com/>

家サイト 那須塩原 検索

HP  
「家サイト」は  
こちら



光熱費を抑えた家を見に行こう

日当たりのいい部屋でくつろぎたい

趣味の部屋をつくりたいな

広いキッチンが欲しいね

**認定こども園 対象年齢0～5歳**

保育園名	認定区分	教育・保育年齢	教育・保育標準時間	延長保育(月～金)	所在地	電話番号
認定こども園黒羽幼稚園 (幼保連携型認定こども園)	1号 (教育)	3～5歳	9:30～14:30	7:30～9:30 14:30～18:30	蜂巢10-27	54-0471
	2・3号 (保育)	6か月～	7:30～18:30	—		
野崎幼稚園認定こども園 (幼稚園型認定こども園)	1号 (教育)	3～5歳	10:00～14:00	7:30～10:00 14:00～18:30	薄葉2228	29-0959
	2・3号 (保育)	10か月～	7:30～18:30 土)7:30～16:30	—		
国際医療福祉大学 金丸こども園 (幼保連携型認定こども園)	2・3号 (保育)	6か月～	7:30～18:30	18:30～19:30	北金丸 1863-101	48-6610
認定こども園なでしこ幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	1号 (教育)	3～5歳	9:30～14:30	7:20～9:30 14:30～18:20	小滝1179-2	23-3741
	2・3号 (保育)	10か月～	7:20～18:20 土)8:20～16:20	—		
聖家幼稚園認定こども園 (幼稚園型認定こども園)	1号 (教育)	3～5歳	10:00～14:00	8:30～10:00 14:00～18:30	中央1-5-10	22-3224
	2号 (保育)	3～5歳	7:30～18:30 土)7:30～16:30	—		
認定こども園ひかり幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	1号 (教育)	3～5歳	10:00～14:00	7:30～10:00 14:00～18:00	山の手2-11-13	23-5533
	2号 (保育)	3～5歳	7:15～18:15 土)7:15～18:15	—		
認定こども園明星館幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	1号 (教育)	3～5歳	10:00～14:00	8:00～10:00 14:00～18:30	八塩254-4	54-2371
	2号 (保育)	3～5歳	7:30～18:30 土)7:30～16:30	—		
認定こども園ふたば幼稚園 (幼保連携型認定こども園)	1号 (教育)	3～5歳	10:00～14:00	8:00～10:00 14:00～18:30	元町1-1-36	22-5555
	2・3号 (保育)	6か月～	7:30～18:30	—		

●認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長を合わせ持ち、子育て支援も行います。

※認定こども園での保育利用を希望する場合は、0～2歳児は3号認定、3歳児以上は2号認定が必要となり、幼稚園として利用する場合は1号認定が必要となります。





放課後児童クラブは、「保護者が労働等」により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の健全な育成を目的として設置されています。

※「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害等も含まれます。

## ▶ 保育時間について ※休館日、保育時間は各クラブによって異なります。

### 開館日

月曜日から土曜日まで

### 休館日

日曜日、祝日、お盆休み、年末年始

### 保育時間

平日 下校時から午後7時まで

長期休業日等 午前7時30分から午後7時まで

## ▶ 入所申し込みについて

新1年生につきましては、小学校の就学時健康診断の際に入所案内を配布しております。(在校生の申し込みは、定員の空き状況により随時受付しております。)

申込書の配布、受付は各クラブが窓口となりますので、クラブに直接お問い合わせください。

## 公設民営放課後児童クラブ

クラブ名	所在地	電話番号	対象校	定員
大田原学童保育館	城山1丁目6-7	23-7044	大田原小学校	160名
美原第1学童保育館	美原3丁目1-53	22-5778	西原小学校	70名
美原第2学童保育館	美原3丁目1-51	22-2476	西原小学校	40名
わくわく学童保育館	美原1丁目18-8	23-7590	西原小学校	24名
紫塚学童保育館	紫塚1丁目7-1	23-9572	紫塚小学校	80名
市野沢学童保育館	小滝1118-8	23-9306	市野沢小学校	80名
奥沢学童保育館	奥沢175	23-2626	奥沢小学校	30名
金丸学童保育館	南金丸1640	23-2626	金丸小学校	20名
羽田学童保育館	羽田644	23-2626	羽田小学校	20名
うすばアットホーム	薄葉1998-110	29-0391	薄葉小学校	75名
湯津上学童保育館	湯津上1163-1	98-3621	湯津上、蛭田、佐良土小学校	70名

## 民設民営放課後児童クラブ

クラブ名	所在地	電話番号	対象校	定員
レオ子どもクラブ大田原	城山1-3-33	48-6706	大田原小学校および市内(応相談)	40名
レオ子どもクラブ	浅香2-3371-7	46-5695	西原小学校および市内(応相談)	60名
みつばちクラブ	浅香1-3542-215	23-1818	西原小学校および市内(応相談)	40名
放課後児童クラブValo	紫塚1-3-10 紫塚メゾン110号	48-7520	紫塚小学校および市内(応相談)	30名
学童保育スマイリア 大田原教室	紫塚3-2609-1 1F	48-7741	紫塚小学校および大田原小学校	80名
親園小学校学童保育館	親園824-1	53-7393	親園小学校および市内(応相談)	40名
宇田川学童保育館	宇田川822-3	28-2012	宇田川小学校	50名
かねだ学童クラブ	中田原1348	23-2626	市野沢、奥沢、金丸、羽田小学校および市内(応相談)	60名
石上学童保育館	上石上1528	29-2830	石上小学校	30名
学童保育館あすなろ	佐久山2268-1	28-3675	佐久山小学校および市内(応相談)	40名
ひまわり学童クラブ	黒羽向町1839	47-7114	川西、黒羽、須賀川、両郷中央小学校	90名
ふたば学童	元町1-1-28	22-5555	大田原小学校および市内(応相談)	40名
第5せいわクラブ	美原1-5-66	48-7533	大田原、西原、紫塚小学校および市内(応相談)	40名
えんがお児童クラブ	山の手1-4-11	33-9110	大田原小学校	35名
ミーブル学童クラブ	新富町1-3-26 2F	050-8885-6290	大田原、西原、紫塚、市野沢小学校および市内(応相談)	40名

※定員は、クラブの状況等により変更となる場合があります。



## 子ども幸福課相談窓口のご案内

問 本3階

子ども幸福課 子ども家庭相談係 ☎0287-23-8792

子ども幸福課では子育てやDV(家庭内暴力)・離婚に関する相談を受けています。

電話による相談も受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

### ▶ 子育てに関する相談

子育てに関する悩み・不安・不登校やいじめ、また親子関係の問題等、家庭相談員が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

#### 日時

毎週月曜日から金曜日午前8時30分から午後4時まで

#### 場所

子育て相談室(子ども幸福課内)

#### 電話

☎0287-24-0112

### ▶ DV・離婚に関する相談(要電話予約)

配偶者等からの暴力や、離婚等夫婦間の問題等、ひとりで悩みを抱えず、まずはお電話ください。専門の相談員が相談に応じます。

#### 日時

毎週月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後4時まで

#### 場所

子ども幸福課子ども家庭相談係

#### 電話

☎0287-23-8792



## 子育て支援券

問 本4階

商工観光課 商工振興係 ☎0287-23-8709

### ▶ 「子育て支援券」とは

次の世代を担う子どもを安心して産み健やかに育てるための経済的な支援を行うとともに、市内での消費を拡大して景気を浮揚させるために、平成19年10月に誕生した大田原市独自の金券制度です。

「子育て支援券」を使って市内の取扱店で商品を購入したり、サービスを受けたりすると、使用した額面金額の2%に相当する金額が「子育て支援基金」に積み立てられ、子育て支援のための事業に役立てられます。

### ▶ 「子育て支援券」の使い道

#### 日頃のお買い物に

- 食料品や日用品、ガソリンほか各種商品の購入代金
- 飲食や宿泊、理美容のサービス等の代金

### ▶ 「子育て支援券」の使用できる店舗

さまざまな業種の登録店舗(市内540店舗以上)でご使用いただけます。



### ▶ 「子育て支援券」の種類と使用期限

現在、販売は終了しておりますが、お手元の「子育て支援券」は以下の期限内であればご使用いただけます。



10,000円券 使用期限:令和8(2026)年3月31日



1,000円券(旧) 使用期限:令和8(2026)年3月31日



1,000円券(新) 使用期限:令和13(2031)年3月31日

### ▶ ご注意ください

- 大田原市内の取扱店以外では使用できません。
- つり銭はできません。
- 現金との引換えはできません。
- 公共料金の支払いには使用できません。
- 紛失、盗難、破損等に対して、再発行はできません。
- 額面金額のとおり使用できますが、割引やプレミアムはありません。
- 期限内にお早めにご使用ください。